

一般社団法人こども発達支援研究会 機関研究員 倫理綱領

一般社団法人こども発達支援研究会は、一般社団法人こども発達支援研究会機関研究員規約第7条に基づき、この倫理綱領を定める。

【前文】

機関研究員は、支援対象者の利益に繋がるための、専門的な知識と技術の習得、研究、啓蒙に励み、適切な支援の提供及び発展に寄与することに努めるものとする。

そのため、機関研究員は、自らの活動が及ぼす多様な影響力と社会的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する義務を負うものとする。

【責任と人権の尊重】

第1条

1. 機関研究員は、自らの専門的業務の及ぼす結果に責任を持たなければならない。
2. その業務に際しては、人権の尊重を第一義と心得なければならない。
3. 本資格を有することに伴う社会的・道義的な責任を自覚しなければならない。

【技能】

第2条

1. 機関研究員は、支援に関する知見と、訓練や経験によりの確と認められた技能をもって、対象者に適切な支援を行うものとする。
2. そのため、常にその知識と技能を研鑽し、高度の水準を保ち、資質の向上に努めなければならない。
3. 一方、自らの能力と技能の限界についても十分に理解しわきまえておかなければならない。

【アセスメント】

第3条

1. 機関研究員は、対象者の人権に留意しアセスメントを行わなければならない。
2. アセスメントを行う際は対象者に事前に十分な説明し理解を得る必要があり、その行為を強制してはならない。
3. またその技法を支援者の興味や関心をもとに乱用してはならない。

【援助・支援】

第4条

1. 機関研究員は、自らの能力と技能の範囲内で業務を行い、常に対象者が最善の支援を受けられるように努めなければならない。
2. 機関研究員は、自らの影響力や私的な欲求を常に自覚し、対象者が持つ信頼感や依存心を不当に利用してはならない。
3. 支援を行うにあたっては、支援関係のなかでのみこれを行い、対象者又は関係者との間に不適切な関係を持つてはならない。

【研究】

第5条

1. 支援に関する研究に際しては、対象者又は関係者に不必要な負担をかけたり、苦痛もしくは不利益をもたらす行為を行ったりしてはならない。
2. その研究が業務の遂行に支障をきたさないように留意し、対象者や関係者にその研究の目的や方法などを説明し、同意を得た上で行わなければならない。
3. 研究結果を公開するにあたっては、学術的に公正であり、社会的責任を明白にしなければならない。

【機密保持】

第6条

1. 機関研究員は、業務上知りえた個人の情報や事項に関しては、その保護に努め、必要と判断した以外の内容を他の者に漏らしてはならない。
2. 事例又は研究の公表に際して、特定の個人や関係機関の資料を用いる場合は、対象者や対象機関の秘密を保持する責任をもたなければならない。

【公開】

第7条

1. 機関研究員は、専門的意見を公開する場合には、公開内容について誇張がないように公正を期さなければならない。
2. 特に商業的な宣伝や広告の場合には、その社会的影響について責任がもてるものでなければならない。

【啓蒙】

第8条

1. 機関研究員は、支援者の能力と技能の向上のための適切な情報の発信及び研鑽の機会を提供することに努めなければならない。

【専門職との関係】

第9条

1. 機関研究員は、他の専門職の権利と技術を尊重し、相互の連携に配慮するとともに、その業務の遂行に支障を及ぼさないよう心掛けなければならない。

【組織】

第10条

1. 機関研究員は、所属する組織の意向を尊重したうえで、自らの専門的な能力と技能を対象者に提供し、最善の利益に繋げることに努めなければならない。

【倫理の遵守】

第11条

1. 機関研究員は、本倫理綱領を十分に理解し、遵守するよう常に注意しなければならない。
2. 違反の申告が発生した際には、倫理委員会の調査及び裁定を受ける場合がある。
3. また、機関研究員は倫理委員会の業務に協力しなければならない。

【附 則】

1. 本倫理綱領は令和5年4月1日より施行する。